

設計・施工技術向上支援事業

助成金申請の手引

Ver.2.0

令和5年9月

＜第1回交付申請受付期間＞
令和5年2月 16 日から令和6年3月 29 日まで

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10 階

TEL:03-5990-5269

ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/gizyutu-kouzyou>

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

改定履歴

Ver	更新年月	当該箇所	改定内容
1.0	令和5年2月	—	初版発行
2.0	令和5年9月	3.1 交付申請 6.4 誘導基準等	交付申請受付期限の延長、電子申請受付開始に伴う修正 東京都建築物環境配慮指針の改正に伴う修正

《目次》助成金を申請される皆様へ.....	1
1. 事業概要.....	2
1.1 目的(実施要綱第1条参照)	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請手続きの流れ	3
2. 助成内容.....	4
2.1 助成対象者(交付要綱第3条参照)	4
2.2 助成対象事業(交付要綱第4条参照)	4
2.3 助成対象経費(交付要綱第5条参照)	5
2.4 助成期間	8
2.5 助成金額	8
2.6 再交付申請	8
2.7 注意事項	8
3. 交付申請から助成金交付までの流れ	9
3.1 交付申請(交付要綱第6条参照)	9
3.2 審査	9
3.3 交付決定(交付要綱第7条参照)	10
3.4 契約等(交付要綱第9条参照)	10
3.5 実績報告(交付要綱第17条参照)	10
3.6 助成金の額の確定(交付要綱第18条参照)	11
3.7 助成金の交付(交付要綱第18条参照)	11
3.8 交付の条件(交付要綱第8条参照)	11
3.9 建築関連法令等の遵守	11
4. その他必要に応じた手続き等.....	14
4.1 申請の撤回(交付要綱第10条参照)	14
4.2 助成事業の承継(交付要綱第11条参照)	14
4.3 事情変更による交付決定の取消し等(交付要綱第12条参照)	14
4.4 助成事業の変更(交付要綱第16条参照)	14
4.5 被交付者情報の変更に伴う届出(交付要綱第13条参照)	15
4.6 債権譲渡の禁止(交付要綱第14条参照)	15
4.7 助成事業の廃止(交付要綱第15条参照)	15
4.8 交付決定の取消し(交付要綱第19条参照)	15
4.9 本助成金の返還(交付要綱第20条参照)	15
4.10 違約加算金(交付要綱第21条参照)	16
4.11 延滞金(交付要綱第22条参照)	16
4.12 他の助成金等の一時停止等(交付要綱第23条参照)	16
4.13 助成事業の経理(交付要綱第24条参照)	16
4.14 調査等、指導・助言(交付要綱第25条、第26条参照)	16
4.15 個人情報等の取り扱い(交付要綱第27条参照)	16
5. 申請及び実績報告の提出書類について.....	17
5.1 提出書類一覧	17
5.2 提出書類に関する注意事項等	19
6. 参考資料.....	20
6.1 建築物環境報告書制度の概要	20

6.2 用語説明	21
6.3 義務基準	23
6.4 誘導基準等	26

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「設計・施工技術向上支援事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

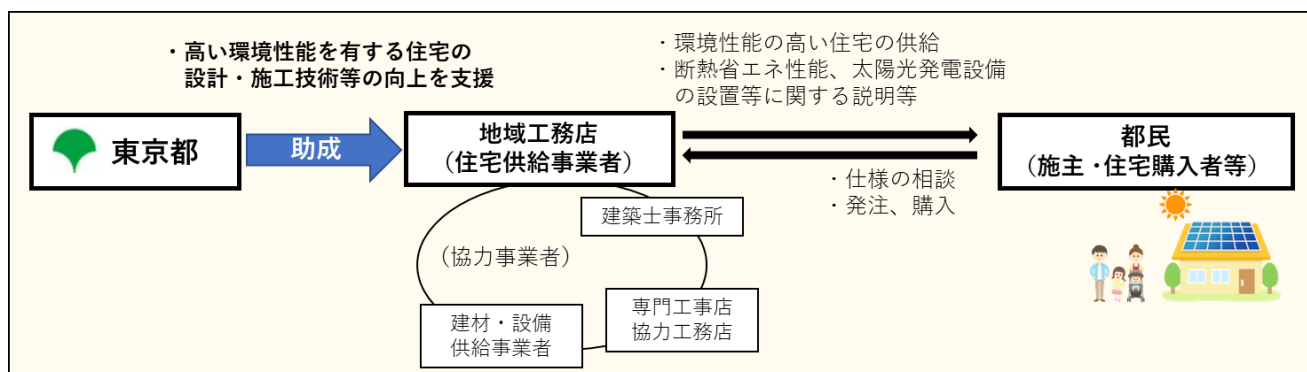
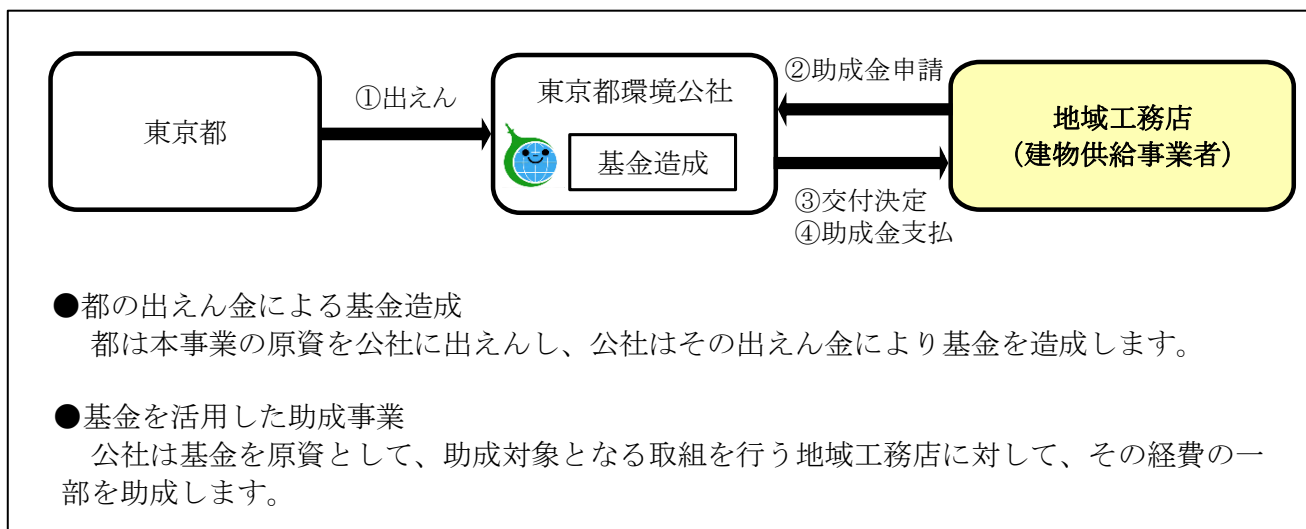
1. 本事業の実施については、「設計・施工技術向上支援事業助成金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「設計・施工技術向上支援事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的(実施要綱第1条参照)

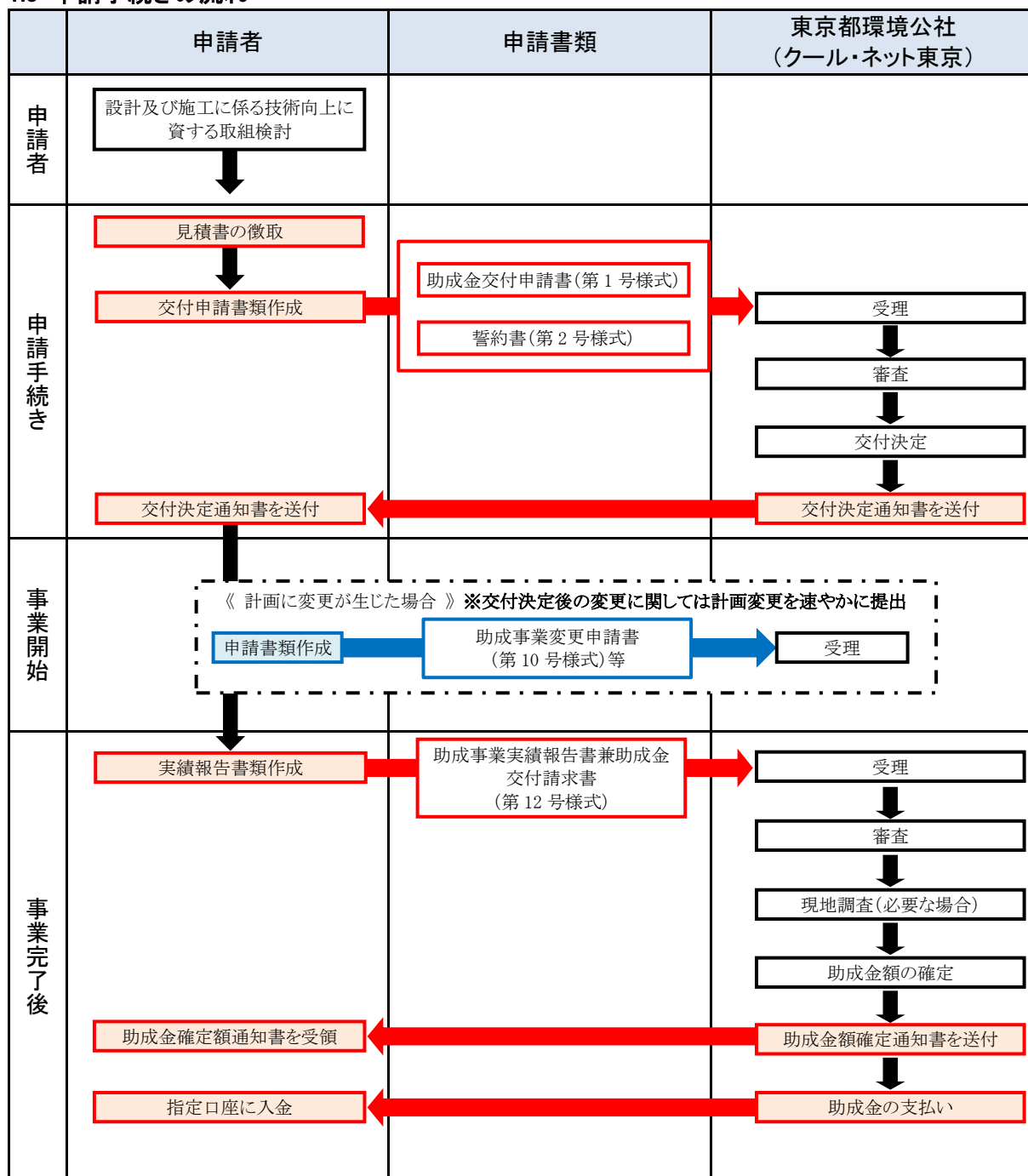
本事業は、都が令和7年度から開始する予定の、改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)に定める建築物環境報告書制度に対応した環境性能の高い規格建築物に関する設計・施工等技術向上に関する取組の支援を行うことを目的としています。

1.2 事業スキーム



- 事業実施期間 : 令和4年度から令和6年度まで(助成金の交付は令和7年度まで)
- 本事業の予算額 : 5億円

1.3 申請手続きの流れ



2. 助成内容

2.1 助成対象者(交付要綱第3条参照)

本事業の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、都内に本店又は支店を有する中小企業者等であり、かつ中小規模特定建築物等を供給した実績がある法人又は個人事業主です。

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象外となります。

- ・ 交付申請を行う日が属する年度の4月1日から遡って3年の間のいずれにおいても、都内において中小規模特定建築物等を供給した実績を有さないもの
- ・ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ・ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による申立て等、助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在するもの
- ・ 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

2.2 助成対象事業(交付要綱第4条参照)

令和7年度以降の建築物環境報告書制度の施行に向け、自社又は提携他社（6.2用語説明参照）と連携して義務基準又は誘導基準等を上回る中小規模特定建築物の設計及び施工に係る技術向上に資する取組を助成対象事業とします。

なお、日頃から協力関係にある事業者を提携他社とすることで、その取組を助成対象とすることも可能です。

※ 助成対象項目の例

- （1）太陽光発電設備メーカー各社が発行する認定施工ID、その他の資格取得
- （2）太陽光パネル設置住宅の構造計算（または住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく性能表示計算）、省エネ計算の試行実施
- （3）東京ゼロエミ住宅認証、住宅性能表示、環境性能表示等の試行的な取得
- （4）提携他社及び他の建物供給事業者等と合同で開催する勉強会の実施
- （5）住宅の取得を希望する者に対して対面（またはオンライン）で実施する、住宅環境性能に関するセミナー、自社が建築した環境性能の高い住宅の構造見学会・完成見学会の開催
- （6）その他、設計・施工技術の向上に資する取組として公社が認めるもの

2.3 助成対象経費(交付要綱第5条参照)

(1) 本助成金の交付対象となる経費は以下に適合し、かつ【助成対象経費一覧】に記載する経費区分に該当するものとなります。

- ・ 助成対象事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費
- ・ 助成期間内に契約、取得、実施及び支払が完了する経費
- ・ 助成対象の使途、単価、規模等の確認が可能かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費

※ 助成対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。

【助成対象経費一覧】

費目	備考
外注・委託費	○自社で直接実施することが困難、又は適当でないものについて、外部の事業者等（設備メーカー・大学・試験研究機関を含む）へ委託する場合に要する経費 （例）設計委託、検査・実験委託、市場調査委託、実証データ取得等 ○共同研究に要する経費 自社以外の事業者、大学、試験研究機関等との共同研究を実施する場合に要する経費 ○規格等の認証、又は登録に要する経費 各種認証の取得に要する経費 ※ 認証取得後に発生した経費や維持審査料、認証継続費用は対象外です。 ○従業員による各種資格の取得に要する経費 【助成対象となる資格の例】 ●認定施工 ID ●PV マスター施工技術者 ●太陽光発電アドバイザー ●太陽光発電メンテナンス技士 ●電気工事士 ●エコ住宅アドバイザー ※ 太陽光発電設備の設置工事には、メーカー各社が発行する認定施工 ID が必要となる場合があります。その他、建築物の環境性能の向上に資する諸資格の取得を助成対象事業とします。 【助成対象とならない経費の例】 ●業務委託の全て又は主要な部分を第三者に再委託・外注する経費 ●人材派遣に係る経費
研修等参加・実施費	○外部（資格認定団体、メーカー等）が開催する講習会や研修会への参加・資格取得に要する経費 ○都民向け説明会等の実施に要する経費 住宅の取得を希望する者に対して対面（またはオンライン）で実施する、住宅環境性能に関するセミナー、自社が建築した環境性能の高い住宅の構造見学会・完成見学会の開催に要する経費 【助成対象とならない経費の例】 ●講習会、研修会の会場への交通・宿泊費 （ただし、研修費用に交通費が含まれる場合は、会場が都内の場合に限り交通費を含め対象とします。）

専門家指導費	○外部（専門家、メーカー等）から技術指導を受ける場合に要する経費 （例）謝礼金、講習会参加費等 【留意点】 ●実績報告時に各回の指導報告書等の提出が必要です。
賃借費	○取組の遂行に必要な施設等を新たに借りる場合に要する経費 （例）従業員向け研修会場、都民向け説明会場等 ※ 土地の賃借料は対象となりません。

- ※ 購入・発注等に要する経費の1件あたりの単価が税抜き100万円以上となる場合は、原則として2者以上の見積書（項目ごとに単価、数量、規格等の記載があり、価格の妥当性が評価できるもの）が必要です。
- ※ 見積の相手方の1法人又は1個人事業主ごとに100万円を超える場合は2者見積が必要となります。
- ※ なお、事業内容の性質上、2者以上から見積りを取れない場合は、交付申請時及び実績報告時に依頼先の業者と契約する理由を記載した「業者選定理由書」を提出（公社HPに参考書式あり）してください。選定理由が妥当であるか公社にて審査します。

（2）助成対象外となる経費の具体例は以下のとおりです。

- ・ 助成事業に関係のない委託等の経費
 - ・ 通常業務との切り分けが困難な継続的・経常的な経費
 - ・ 帳票類が不備の経費（見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等が確認できない場合）
 - ・ 申請書に記載されていないものを実施した経費
 - ・ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
 - ・ 他社発行の手形や小切手等により支払いが行われている経費（原則振込払い）
 - ・ 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
 - ・ 間接経費（消費税、振込手数料、通信費、光熱水費等）
 - ・ 消耗品等の事務的経費
 - ・ 不動産購入費、土地賃借料
 - ・ 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
 - ・ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
 - ・ 発注又は契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に済んでいない経費
 - ・ 公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費
 - ・ 助成対象事業に係る消費税及び地方消費税
 - ・ 金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。）
 - ・ 公社が過剰であると認める経費、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
 - ・ その他公社が助成対象外と認めた経費
- ※ その他内容によっては助成対象外となる場合もあるので、公社にご確認ください。
 - ※ 見積書、請求書等には可能な限り助成対象外経費を含めないでください。助成対象外経費を含める場合、対象外となる経費を判別できるように項目を分けてください。

（３）利益等排除について

助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者の関連会社等からの調達分がある場合、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とします。

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1－自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

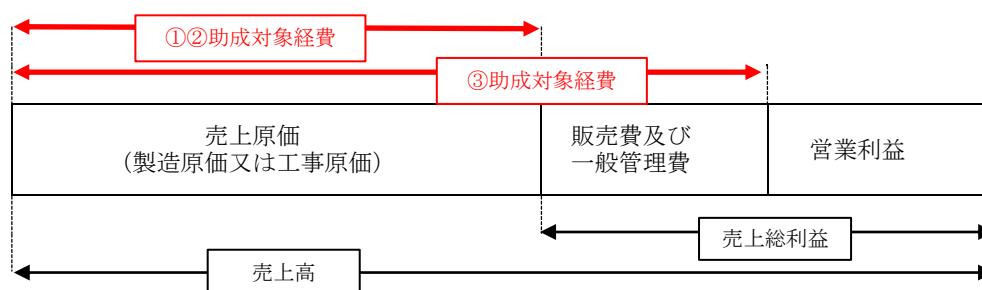
→助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）＋ 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1－調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※ 上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.4 助成期間

助成金の交付が決定された日が属する月を起点とし、月を単位として上限は24か月となります。ただし、助成期間の末日は令和7年3月31日以前とし、交付決定日より前の契約等に関わる経費については助成対象外となります。

2.5 助成金額

1 申請につき、助成期間に応じて以下表のとおりとなります。

	助成期間	助成限度額	助成率	備考
①	1～12月	100万円	2／3	中小企業者等のみ
②	13～24月	200万円	2／3	中小企業者等のみ

- ・ 助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。
- ・ 支払いは事業終了後の実績払いです。（概算払いはありません。）

2.6 再交付申請

実施要綱および交付要綱に基づき助成金の交付が決定された建物供給事業者は、その助成期間が12か月以下の場合は、一度に限り、既に申請をした取組とは別の取組で、再度の交付申請を行うことができます。この場合における、助成期間の上限は12か月とし、助成金額は2.5 助成金額のとおりとなります。

2.7 注意事項

（1）経理処理について

提携他社と連携した取組を申請する場合は、申請者が全ての経費についてとりまとめて経理処理を行ってください。

（2）助成対象経費の支払方法について

支払い可能な方法及び不可能な方法は原則、以下のとおりです。

＜可能な方法＞

現金、銀行振込、ローン契約

＜不可能な方法＞

クレジットカード、割賦販売、小切手、手形、相殺、ファクタリング（債権譲渡）、その他不適当と認められる方法

（3）他の補助金との併用について

国、都、公社等からの他の補助金との併用はできません。

3. 交付申請から助成金交付までの流れ

3.1 交付申請(交付要綱第6条参照)

助成対象事業を行う前に、交付申請をしてください。契約・発注・支払等の事後の申請は認めません。

(1) 申請受付期間

第1回 助成金交付申請書受付期限：令和6年3月29日（金）17：00 必着

- ※ 申請書の受付は年度ごとに期間を設けています。第2回募集は令和6年春～夏頃に半年間程度行う予定です。
- ※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- ※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受理を停止します。
- ※ 予算超過日に複数の申請があった場合、当該複数の申請のうち、予算額を超えない申請案件について抽選を行い、本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

(2) 提出方法

交付申請は原則として、ホームページの電子申請フォームから行ってください。画面の指示に従い必要事項を入力の上、提出書類を添付し、フォームを送信してください。

フォームには、①誓約書（第2号様式）の内容への同意、②ホームページにある助成金交付申請書（第1号様式）に記載の項目の入力、③「別表第1 交付申請に必要な提出書類」（5.1参照）のNo3～No.7に掲げる書類のアップロード等が必要です。①及び②について申請書類の様式をご覧ください、入力する内容をご確認、ご検討いただいた上で、フォームより申請を行ってください。

メールアドレス登録フォーム URL

<https://cnt-tokyo-co2down.form.kintoneapp.com/public/70fa7c9638b4340755505af2afd02829a1f03f53e6a5325383be6a6e12ccdfb2>

申請書類の様式は、公社ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/gizyutu-kouzyou>

(3) お問い合わせ

お問い合わせについては、ホームページの質問票をダウンロードし、必要事項を記載の上、次のメールアドレスに送信してください。

お問い合わせ用メールアドレス
cnt-sekkei@tokyokankyo.jp

(4) 申請書類の不備について

公社が受付した申請書類及び実績報告書類に不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して3ヶ月以内**に当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなします。

3.2 審査

- ・ 審査の過程で、公社が現地確認・調査及び面接（ヒアリング）・追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 審査の途中経過に関するお問い合わせには回答できません。
- ・ 原則、提出された申請書類は返却しません。手元に控えをご用意ください。
- ・ 交付決定後に助成対象者の都合で辞退する場合、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断した場合、審査対象から除外します。

3.3 交付決定（交付要綱第7条参照）

- （１）申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。
- （２）助成金を交付する場合は助成金交付決定通知書（第３号様式）、不交付とする場合は助成金不交付決定通知書（第４号様式）により通知します。
- ※ 助成金交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後に提出する実績報告書の審査により、助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定通知書の助成金額を超えた場合においても、交付決定時の金額を助成金額とします。
- ※ 助成金交付決定通知書は大切に保管してください。（全ての公社からの文書及び関係書類は再発行できません。）

3.4 契約等（交付要綱第９条参照）

助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争入札に付さなければなりません。

ただし、以下の場合においてはこの限りではありません。

① 契約額（税抜）が 100 万円未満の場合

② 当該助成事業の運営上、競争入札に付することが著しく困難又は不適当である場合

なお、②の場合は、交付申請時及び実績報告時に依頼先の業者と契約する理由を記載した「業者選定理由書」を提出してください（公社HPに参考書式あり）。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。

※ 競争に付することが著しく困難又は不適当である場合とは、特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の業者には外注・委託等が困難である場合などを指します。

3.5 実績報告（交付要綱第 17 条参照）

（１）報告期限

助成事業完了日から 60 日以内

助成事業完了日

交付決定を受けた取組等が完了した日又はその経費の精算が終わった日のいずれか遅い日

※ 報告期限を過ぎて提出された書類は受け付けません。

（２）提出書類

助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（第 12 号様式）を含めた「5.申請及び実績報告の提出について」に掲げる実績報告に必要な書類及びチェックリストをメールで提出してください。

なお、実績報告の提出についても今後、電子申請フォームへ移行する予定です。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合及び申請時から事業計画を変更する場合、速やかに公社へ報告及び申請してください。

※ 天災地変その他被交付者の責に帰することのできない理由として公社が認める場合は、公社が認める期間までに報告してください。

（３）提出方法

原則として、電子メールで提出してください。

以下のファイル作成時の注意事項を遵守してください。

① ホームページから実績報告書の提出用フォルダを取得してください。

② 実績報告書のフォルダ内の各書類のフォルダ名称に従って、該当する様式・添付資料を格納してください。必要がないフォルダは削除してください。

③ 格納データは PDF 形式とし、様式については必ず Excel データも格納してください。

④ 格納データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。

⑤ 次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

※ メールの件名を以下のとおりとしてください。

報告書提出時：「【環境性能向上支援事業】実績報告書提出（交付決定番号：○

○）」

※ メールに添付可能なデータ容量は、概ね 10M バイトです。容量が大きくなる場合、メールを複数に分けてください

提出用メールアドレス
cnt-sekkei@tokyokankyo.jp

※ 提出書類の受付専用のメールアドレスになりますのでご注意ください。

3.6 助成金の額の確定(交付要綱第 18 条参照)

実績報告の内容についての書類審査により、当該助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に対し、助成金額確定通知書（第 13 号様式）により通知します。

確定する本助成金の額は、交付決定通知書に記載した交付決定額（助成事業変更の承認の通知を受けている場合は、変更された後の額）と、実績報告額のいずれか低い額とします。

※ 必要に応じて現地調査等を実施します。

※ 申請どおりに事業が実施されていない場合、助成金をお支払いできない可能性があります。

※ 助成金額の確定後においても、「4.8 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

※ 助成対象経費の妥当性を確認するため、追加資料（費用の詳細な内訳が確認できる資料等）を提出いただく可能性があります。助成対象経費が妥当と判断できない場合、助成金額の減額あるいは不交付とすることがあります。

3.7 助成金の交付(交付要綱第 18 条参照)

助成金額確定通知書により助成金の額を確定した後、本助成金を支払います。

3.8 交付の条件(交付要綱第8条参照)

助成金の交付決定にあたり、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（被交付者）に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

- ・ 被交付者は、公社が本事業の目的を達成するために現地調査等を行う場合はこれに協力するとともに、公社が必要な資料及び情報を求めたときは公社の指定する期日までに公社に提供しなければいけません。
- ・ 被交付者は、助成対象経費について本助成金以外に、国、都又は公社の補助金の交付を受け補助事業を行う者から、本事業と事業目的及び対象を同一とする補助金等を受給してはいけません。
- ・ 被交付者は、助成事業の実施に当たり、前 2 号のほか、この要綱その他法令の規定を遵守しなければなりません。

3.9 建築関連法令等の遵守

令和 7 年 4 月以降、建築基準法に基づく「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）」への対応が求められます。【参考 1】

また、省エネ基準の適合義務化に併せた木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続き（いわゆる4号特例）の見直し（令和7年4月施行予定）への対応が求められます。【参考2】

本事業をご活用いただき、こうした法令等改正に対応した設計・施工技術の向上を目指していただくようお願いいたします。

【参考 1】

「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）」

- ・重量化が見込まれる ZEH 水準等^(※)の建築物について、いわゆる壁量計算における必要な壁量を確認する方法として、「荷重の実態に応じてより精緻に検証する方法」を新たに位置付けるとともに、現行規定と同様に「簡易に必要な壁量を確認する方法」を用いることができるよう変更されます。加えて、設計上の留意事項として、床倍率、接合部、横架材、基礎などは住宅性能表示制度の基準を求められるようになります。

(※) 強化外皮基準を満たし、かつ再エネを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準（ZEH 水準）のほか、ZEH-M 水準、ZEB 水準等を含む。

- ・今後、国では政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布の予定です。（令和 5 年秋頃公布、令和 7 年 4 月の施行を予定）

【参考 2】

省エネ基準の適合義務化に併せた木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続き（いわゆる 4 号特例）の見直しへの対応

- ・令和 4 年 6 月に公布された建築物省エネ法の一部改正により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。
- ・同法では、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度（いわゆる「4 号特例」）の縮小が措置され、建築主・設計者が行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります



2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります



●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定(2023(令和5)年秋頃)です。

出典：国土交通省 HP より

4. その他必要に応じた手続き等

4.1 申請の撤回(交付要綱第 10 条参照)

本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

4.2 助成事業の承継(交付要綱第 11 条参照)

- (1) 助成事業の実施期間中に、被交付者が変更された場合において、その変更により事業を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第 6 号様式）を公社に提出してください。
- (2) 公社は、承継の申請を受けた場合、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を決定し、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第 7 号様式）により、承継者へ通知します。
- (3) 公社が（2）の承認通知書により承継者へ通知した場合、本助成金の交付に伴う全ての条件及び義務は承継者に移転するものとし交付要綱及び手引の「被交付者」を「承継者」と読み替えて、規定を適用します。

4.3 事情変更による交付決定の取消し等(交付要綱第 12 条参照)

公社は、本助成金の交付の決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません。

4.4 助成事業の変更(交付要綱第 16 条参照)

- (1) 以下のいずれかに該当する場合を除き、事前に助成事業変更申請書（第 10 号様式）を提出してください。
 - ① 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、被交付者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - ② 事業目的及び事業効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 公社は、（1）の申請を受けた場合は、助成事業変更の承認又は不承認を決定し、助成事業変更（承認・不承認）通知書（第 11 号様式）により、被交付者へ通知します。
- (3) 公社は、（2）の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に助成事業変更（承認・不承認）通知書（第 11 号様式）により通知します。なお、被交付者が助成対象経費を交付決定金額から変更した場合、その変更後の額を交付決定額とします。ただし、助成対象経費の増額は承認しません。
- (4) 公社は、（2）の承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができます。
 - ※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更該当します。
 - ※ 事業計画の変更の承認には時間を要することがあり、結果的に事業期間の延長に繋がる可能性があります。十分に検討したうえで交付申請してください。
 - ※ （1）①②に掲げる軽微な変更の場合、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

4.5 被交付者情報の変更に伴う届出(交付要綱第 13 条参照)

以下のとおり事業者情報を変更した場合、速やかに被交付者情報の変更届出書（第 8 号様式）を公社に提出してください。

種別	事業者情報の変更内容	提出書類
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等	● 履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの）
個人事業主	氏名、住所等	● 住民票の原本若しくはコピー（発行から 3 か月以内でマイナンバーの記載が無いもの） ● 変更手続き済のマイナンバーカードの写し ● 変更手続き済の運転免許証の写し

4.6 債権譲渡の禁止(交付要綱第 14 条参照)

交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（4.2 助成事業の承継を除く。）をさせてはなりません。

ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4.7 助成事業の廃止(交付要綱第 15 条参照)

助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（第 9 号様式）を公社に提出してください。

4.8 交付決定の取消し(交付要綱第 19 条参照)

次のいずれかに該当する場合、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ・ 偽りその他不正の手段により本助成金の交付の決定を受けたとき。
- ・ 本助成金を他の用途に使用したとき。
- ・ 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又はこの要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。
- ・ 被交付者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

取消しをした場合、速やかに当該被交付者に助成金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により通知します。助成金の額の確定後においても取り消すことがあります。

＜取消しの具体例＞

- ・ 要件を満たさない経費を計上していた場合
- ・ 他の補助金との重複受給が判明した場合
- ・ 本手引及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

4.9 本助成金の返還(交付要綱第 20 条参照)

- （1）取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、被交付者に対し、助成金返還請求通知書（第 15 号様式）により期限を定めて本助成金の全部又は一部の返還を請求します。
- （2）本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、本助成金を公社に返還してください。
- （3）本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 16 号様式）を提出してください。
- （4）（3）は、4.10 違約加算金及び 4.11 延滞金を請求した場合に準用します。

4.10 違約加算金(交付要綱第 21 条参照)

- (1) 4.8 の取消しを行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- (2) 違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.11 延滞金(交付要綱第 22 条参照)

- (1) 本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含みます。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。
- (2) 延滞金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までにこれを公社に納付しなければなりません。

4.12 他の助成金等の一時停止等(交付要綱第 23 条参照)

本助成金の返還、違約加算金、延滞金の請求をしたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.13 助成事業の経理(交付要綱第 24 条参照)

- (1) 助成事業の経理について、その収支を明確に区分した証拠の書類（帳簿や支出の根拠書類等）を整備しておかなければなりません。
- (2) 証拠の書類について、助成事業実績報告書を提出した日の属する年度の終了の日から 5 年間保存しておかなければなりません。

4.14 調査等、指導・助言(交付要綱第 25 条、第 26 条参照)

- (1) 公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、助成事業に関する報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、関係者に質問します。被交付者はこれに協力しなければなりません。
- (2) 公社は、本事業の適切な執行のため、必要な指導及び助言を行うことができます。

4.15 個人情報等の取り扱い(交付要綱第 27 条参照)

- (1) 本事業の実施に関して知り得た被交付者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用します。
- (2) 本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、被交付者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができます。
- (3) 上記及び法令に定められた場合を除き、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、または第三者から収集することはありません。

5. 申請及び実績報告の提出書類について

5.1 提出書類一覧

必要な提出書類等は、以下のとおりとなります。電子申請フォームよりご申請ください。

○別表第1 交付申請に必要な提出書類(第6条関係) ○:必須、△:対象の場合

交付 要綱 別表 No	提出書類	様式	①	チ ェ ッ ク	備考
1	助成金交付申請書	第1号 様式	○		・申請フォームへの入力となります。 ・取組体制はファイルをアップロードしてください。ホームページ上に掲載の様式にご記入の上、個別に保存したものをご利用いただいても構いません。
2	誓約書	第2号 様式	○		・申請フォームへの入力となります。 ・「規定の遵守」等の記載がありますので、必ず内容を確認し、同意してください。
3	登記簿謄本(現在事項 全部証明書)の写し		△		・申請フォームにおいて、ファイルをアップロードしてください。 ・法人の場合に提出してください。 ・発行から3ヵ月以内のものに限ります。
	個人事業の開業届の 写し		△		・申請フォームにおいて、ファイルをアップロードしてください。 ・個人事業主の場合に提出してください。 ・都内税務署に提出された開業届の写しを提出してください。
4	建設業許可通知書又は建設業許可証明書 その他業種に係る営業 に必要な許可等を取 得していることがわかる 書類		○		申請フォームにおいて、ファイルをアップロードしてください。
5	見積書		○		・申請フォームにおいて、ファイルをアップロードしてください。 ・内訳に記載されているものがわかるよう記載してください。 ・購入・発注等に要する経費の1件あたりの単価が税抜き100万円以上となる場合は、原則として2者以上の見積書(項目ごとに単価、数量、規格等の記載があり、価格の妥当性が評価できるもの)が必要です。 - なお、事業内容の性質上、2社以上から見積りを取れない場合は、依頼先の業者と契約する理由を記載した「理由書」の提出が必要です。
6	自社製品の調達等に 係る経費の算定根拠		△		・申請フォームにおいて、ファイルをアップロードしてください。 ・助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出してください。
7	その他公社が必要と認 める書類		△		必要な場合に、申請フォームにおいて、ファイルをアップロードしてください。

○別表第2 実績報告に必要な提出書類(第17条関係) ○: 必須、△: 対象の場合

交付 要綱 別表 No	提出書類	様式	②	チ ェ ッ ク	備考
1	提出書類チェックリスト		○		
2	実績報告書兼助成金交付 請求書	第12号様式	○		
3	助 成 対 象 経 費 に 係 る 経 理 関 係 書 類	<u>契約書(写し)</u>	△		設計等の外部委託等や賃借費等で 契約が発生する場合は、契約書の写 しを提出してください。 なお、購入・発注等に要する経費の1 件あたりの単価が税抜き100万円以 上となる場合かつ、交付申請時に2 社以上から見積りを取れなかった契 約については、依頼先の業者と契約 した理由を記載した「理由書」の提出 が必要です。 交付申請時に「理由書」を提出済み で、その後内容に変更がなかった場 合も再度提出してください。
4		請求書(写し)	○		宛名は被交付者である必要がありま す。提携他社と連携した取組を申請 する場合はご注意ください。
5		領収書(写し)	○		宛名は被交付者である必要がありま す。提携他社と連携した取組を申請 する場合はご注意ください。
6		<u>振込口座が確認でき る資料</u>	○		
7	外注・委託費に係る完了・成 果が確認できる書類等		△		完了報告書等
8	規格等の認証登録が確認で きる書類		△		
9	資格を取得したことが確認で きる書類		△		資格取得の場合
10	講習会や研修会に参加した ことが確認できる書類		△		参加申込書等
11	都民向け説明会等の実施が 確認できる書類		△		説明会のチラシ、説明会実施時の写 真等
12	指導報告書等		△		専門家指導費の場合
13	その他公社が必要と認める 書類		△		必要な場合に提出してください。

※ 赤太字下線の申請書類については「5.2 提出書類に関する注意事項等」も確認ください。

5.2 提出書類に関する注意事項等

(1) 契約書（写し）

下記内容が分かる書類を提出してください。

- ① 契約締結日
- ② 契約者名（助成対象者である必要があります。）
- ③ 実施内容
- ④ 発行者
- ⑤ 発行会社印
 - ・ 契約日は交付決定日以後のものである必要があります。

(2) 振込口座が確認できる資料

助成金交付請求書の「振込口座が確認できる資料」です。金融機関名（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義等の助成金振込口座情報が明記されている通帳のコピー等を提出してください。

- ・ 助成金申請者と同一の口座名義としてください。
- ・ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの又は金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

6 参考資料

6.1 建築物環境報告書制度の概要

参考資料

建築物環境報告書制度の概要

制度概要	●年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上のハウスメーカー等の事業者又は申請を行い知事から承認を受けた事業者（特定供給事業者）を対象とし、延床面積2,000㎡未満の中小規模新築建物（住宅等）への断熱・省エネ性能の確保、再エネ設置（太陽光発電設備）等の義務付け・誘導を行う仕組み
制度新設の考え方	●年間着工棟数ベースで全体の98%（住宅は90%）を占め、既存制度の対象外である中小規模新築建物対策を推進することで、脱炭素化やレジリエンス向上を一層促進
新制度の 主なポイント	断熱・省エネ性能基準
	●国の住宅トップランナー制度（TR）を基に設定
	再エネ設置基準（太陽光発電設備）
	●再エネ設置基準＝①設置可能棟数×②算定基準率×③棟当たり基準量
	① 設置可能棟数：算出対象屋根面積が20㎡未満等の場合、設置基準算定から除外可能
	② 算定基準率：区域ごとに3段階（85%、70%、30%）の算定基準率を設定
	③ 棟当たり基準量：1棟当たり2kW
新制度の 主なポイント	●利用可能な再生可能エネルギー：太陽光のほか、太陽熱や地中熱等も可
	●再エネ設備の設置場所及び設置手法：原則敷地内。リース等も可
	●代替措置：都内既存住宅への新規設置（但し、上限2割とする）
	ZEV充電設備の整備基準
	●駐車場付建物1棟ごとに充電設備用配管等、駐車区画10台以上の場合普通充電設備を整備
	その他
	●制度対象事業者に対し、住まい手等への環境性能の説明を義務付ける制度、履行状況の確認や適正履行等を目的とした都への報告、公表制度を新設

【建築物環境報告書制度の対象事業者】

		対象事業者	対象事業者のイメージ（例）	基準適合の必要性	適合状況の公表	対象者の確定
特定供給事業者	義務対象者	年間供給2万㎡以上	大手ハウスメーカー等	必要	公表	年度終了後に対象者を確定
	任意参加者	年間供給5千㎡以上の希望する事業者 （5千㎡未満の事業者複数によるグループも可（*））	義務対象者に準じる供給量を有する中小ハウスメーカーや地域工務店のグループ	必要	公表	事前申請し、都が承認
	任意提出者	特定供給事業者以外の希望する事業者	上記以外の中小ハウスメーカーや地域工務店	必要としない	公表	年度終了後に提出することができる

（*）グループで承認を受ける場合は、主幹事社を定め、グループ全体として適合状況の報告を求める。

※「設計・施工技術向上支援事業」（助成金）の助成対象者について

- ・建築物環境報告書制度への参加等は要件としておりません。
- ・なお、別途募集を行っている助成金「環境性能向上支援事業」（助成金）の併給は不可とします。

6.2 用語説明

(1) 中小規模特定建築物等

延べ面積 10 平方メートル超、2 千平方メートル未満の新築建築物（非住宅も含む。）。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）第十八条各号のいずれかに該当する建築物に該当するものは除く。

(2) 建築物環境報告書制度

令和 7 年度から開始する予定の、都内における年間供給延べ面積が合計 2 万平方メートル以上の事業者又は年間供給延べ面積が合計 5 千平方メートル以上で、事前申請を行い知事から承認を得た事業者（以下「特定供給事業者」という。）を対象とし、中小規模特定建築物への断熱・省エネ性能の確保、再生可能エネルギー設備の設置等の義務付けや誘導を行う仕組み。（制度の概要及び対象者については 6.1 参照。）

(3) 中小企業者等

建物供給事業者のうち中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 5 項に定める小規模企業者を含む。）ただし、中小企業者は次のいずれにも該当しないものとする。

(ア) 国又は地方公共団体が出資するもの

(イ) 以下のいずれかに該当する大企業が実質的に経営に参画しているもの

- ① 大企業が単独で発行済みの株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している場合
- ② 大企業が複数で発行済みの株式総数又は出資総額の 3 分の 2 を所有又は出資している場合
- ③ 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

（中小企業の定義）

業種分類（日本標準産業分類）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3 億円以下	300 人以下

注 1）この要件は、中小企業庁の定義に従っています。

注 2）「業種分類」は、日本標準産業分類による区分です。複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。

注 3）資本金規模若しくは従業員規模のどちらかを満たすことが必要です。

注 4）「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、会社役員及び個人事業主は該当しません。

注 5）中小企業基本法上の「会社」の範囲は、会社法上の会社等（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例：有限会社/会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律））及び士業法人（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）です。

<参考>中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）（抄）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（４）義務基準

特定供給事業者等が購入者等へ供給する中小規模特定建築物の商品ラインナップが満たさなければならない次の基準をいう。（6.3 参照）

- ① 都民の健康と安全を確保する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 4 年東京都規則第 237 号）による改正後の都民の健康と安全を確保する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）第 13 条の 5 の 2 第 7 項に規定する省エネルギー性能基準（同規則別表第 1 の 5 3 の項の表イからハマまでの欄における住宅用途 B E I の値は、同表備考 3 (1) 本文により算出した値とする。）その他知事が別に定める事項
- ② 2 キロワット以上の定格出力を備えた太陽光発電設備の設置その他知事が別に定める事項
- ③ 規則第 13 条の 5 の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に定める事項

（５）誘導基準等

特定供給事業者等が購入者等へ供給する中小規模特定建築物の商品ラインナップが満たすよう努めなければならない次の基準をいう。

- ① 条例第 23 条の 7 第 2 項に規定する東京都建築物環境配慮指針（令和 5 年 5 月 2 日告示 639 号。以下「配慮指針」という。）で定める誘導すべき省エネルギー性能基準（配慮指針別表第 4 1 の表イからハマまでの欄における住宅用途 B E I の値は、同表備考 1 本文により算出した値とする。）その他知事が別に定める事項
- ② 5 キロワット（分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するものにあつては 4 キロワット）以上の定格出力を備えた太陽光発電設備の設置その他知事が別に定める事項
- ③ 条例第 23 条の 9 第 2 項に規定する配慮指針で定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に定める事項
- ④ 配慮指針第 3 章第 1 に定める環境への負荷の低減を図るために必要な措置

（６）提携他社

本助成金の交付申請を希望する事業者が、設計、施工、その他中小規模特定建築物の供給に係る業務を委託等している事業者のうち、中小企業者等に該当する事業者

6.3 義務基準

(1) 省エネルギー性能基準

【表 1】(住宅用途)

		建築物の熱負荷の低減に関する基準	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準
規格住宅	① 分譲型	外皮平均熱貫流率が 0.87 以下 (地域区分(※1)四における 中小規模特定建築物については 0.75 以下)であること。	住宅用途 B E I (※2) が 0.85 以下であること。
	② 請負型		住宅用途 B E I が 0.8 以下であること。
	③ 長屋又は 共同住宅		住宅用途 B E I が 0.9 以下であること。
④ 住宅その他これに 類するもの(①～ ③を除く。)		外皮平均熱貫流率が 0.87 以下 (地域区分四における中小規模 特定建築物については 0.75 以下) であること又は住宅部分の 外壁、窓等を通しての熱の損失 の防止に関する基準及び一次エ ネルギー消費量に関する基準 (平成二十八年国土交通省告示 第二百六十六号。以下「住宅仕 様基準」という。) 第一項(1)、 (2)及び(3)イに適合すること。	住宅用途 B E I が 1.0 以下である 事又は住宅仕様基準第二項 に適合すること。

注：地域区分により基準が異なる場合は、当該中小規模特定建築物の商品ラインナップが供給を
予定している地域の基準を満たすこと。以下同じ。

【表 2】(非住宅用途)

	建築物の熱負荷の低減に関する基準	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準
規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号から第 6 号までに規 定する用途に供する部分	B P I (※3) が 1.0 以下である こと。	非住宅用途 B E I (※4) が 1.0 以下であること。
規則第 9 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する用途に供 する部分	—	非住宅用途 B E I が 1.0 以下で あること。

- ※1 地域区分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号。以下「基準告示」という。）別表第十に掲げる地域の区分をいう。
- ※2 住宅用途B E Iとは次のいずれかの値をいう。ただし、表1の①から③まで欄に掲げる用途に供する建築物の場合にあっては、(ア)の値をいう。
- (ア) 建築物の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定するものをいい、基準省令第4条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定するものをいい、基準省令第5条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、表1①から③までの欄における住宅用途B E Iは、特定供給事業者が、1年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表①から③までの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。
- (イ) 建築物の一次エネルギー消費量モデル住宅（国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量で除して得た値をいう。
- ※3 B P Iとは、次のいずれかの値をいう。
- (ア) 建築物の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（基準告示第一 三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。
- (イ) 建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下同じ。）の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。
- (ウ) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるB P Iの値
- ※4 非住宅用途B E Iとは、次のいずれかの値をいう。
- (ア) 建築物の設計一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定するものをいい、基準省令第2条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定するものをいい、基準省令第3条中Bを乗じる部分及びEMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下同じ。）で除して得た値とする。

- (イ) 建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。
- (ウ) 基準省令第1条第1項第1号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるB E Iの値

(2) 電気自動車充電設備等整備基準

【表3】

区分		基準
1	一戸建ての住宅	当該駐車施設の一以上の区画に電気自動車充電設備又は電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。
2	上記以外の中小規模特定建築物（10以上の区画を有する駐車施設があるものに限る。）	当該駐車施設の一以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の数に0.2を乗じて得た値（端数があるときは切捨てる。）から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

※ 区分2の例（駐車施設の区画を10有する共同住宅の場合）

次の各号を全て満たす必要がある。

- (ア) 少なくとも1以上電気自動車充電設備を整備する。
- (イ) 駐車施設の区画の数に0.2を乗じて得た値から(ア)で電気自動車充電設備を整備した数を減じる。

$$10 \times 0.2 - 1 = 1 \quad \Leftarrow \quad \text{配管等を整備する数}$$

(3) 再生可能エネルギーの利用に係る基準

規則第9条の3第2項に定める太陽光を利用する設備（太陽光発電設備）が設置可能であること。

6.4 誘導基準等

第1 省エネルギー性能誘導基準

【表4】（住宅用途）

		建築物の熱負荷の低減に関する基準	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準
一戸建て規格住宅	① 分譲型	外皮平均熱貫流率が 0.60 以下であること。	住宅用途 B E I が 0.80 以下であること。
	② 請負型		住宅用途 B E I が 0.75 以下であること。
③ 長屋又は共同住宅			住宅用途 B E I が 0.80 以下であること。
④ 住宅その他これに類するもの（①～③を除く。）		外皮平均熱貫流率が 0.60 以下であること又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第 1106 号。以下「住宅誘導仕様基準」という。）第一項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。	住宅用途 B E I が 0.80 以下であること又は住宅誘導仕様基準第二項に適合すること。

【表5】（非住宅用途）

	建築物の熱負荷の低減に関する基準	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準
①事務所等、学校等又は工場等の用途に供する部 屋	B P I が 1.0 以下であること。	非住宅用途 B E I が 0.80（当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は 0.60）以下であること。
②ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等又は集会所等の用途に供する部分	B P I が 1.0 以下であること。	非住宅用途 B E I が 0.80（当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は 0.70）以下であること。

※1 住宅用途BEIとは、建築物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第13条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第14条中0.8を乗じる部分及びEMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、(1)の表①から③までの欄における住宅用途BEIは、特定供給事業者が、1年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表①から③までの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

※2 非住宅用途BEIとは、次のいずれかの値をいう。

- (1) 建築物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第11条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。(2)において同じ。）を誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第12条中Bを乗じる部分を除いて算出したものをいう。(2)において同じ。）で除して得た値とする。
- (2) 建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。
- (3) 基準省令第10条第1項第1号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBEIの値

※3 表5にかかわらず、中小規模特定建築物（当該中小規模特定建築物の延べ面積が300平方メートル以上である場合に限る。この項において同じ。）を同表①から②までの欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

- (1) 各用途に供する部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第11条により算出したものをいう。(2)において同じ。）を合計して得た数値が、各用途に供する部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第12条中Bの値を当該用途に供する部分に応じて同表に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に係る非住宅用途BEIの上限値に読み替えて算出したものをいう。(2)において同じ。）を合計して得た数値を超えないこと。
- (2) 中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。

第2 再生可能エネルギー利用設備設置誘導基準

特定供給事業者は、5キロワット（分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するものにあっては4キロワット）以上の定格出力を備えた太陽光発電設備の設置するよう努めることとする。

第3 電気自動車充電設備整備誘導基準

特定供給事業者は、次の各号に掲げる中小規模特定建築物の区分に応じて、当該各号に定めるとおり整備するよう努めることとする。

- 一 一戸建ての住宅 当該駐車施設の一以上の区画にV2H（電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路を持つもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）を整備すること。
- 二 前号以外の中小規模特定建築物 次のア又はイのいずれかに定めるとおりとする。
 - (ア) 当該駐車施設の一以上の区画にV2Hを整備すること。

- (イ) 5以上の区画を有する駐車施設がある場合にあって、当該駐車施設の区画の数に百分の二十を乗じて得た値（その値に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値。本項において同じ。）以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の数に百分の五十を乗じて得た値から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

第4 その他中小規模特定建築物に起因する環境への負荷の低減を図るために必要な措置別に定める「配慮すべき事項」に関する措置であり、環境への負荷の低減の効果が認められるものをいう。

なお、「配慮すべき事項」とは、原則として東京都建築物環境配慮指針別表第3で設定した20項目を指します。（下表参照）

URL: https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.html#cmsFB4F6

分野	区分	細区分	配慮すべき事項
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制	日射による熱取得の低減並びに室内外の温度差による熱取得及び熱損失の低減に係る事項
	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの直接利用	建築物の用途及び周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーを直接利用するために行う事項
		再生可能エネルギーの変換利用	建築物の周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーを電気又は熱に変換して利用するために行う事項
		再生可能エネルギー電気の受入れ	再生可能エネルギー電気の受入れに係る事項
	省エネルギーシステム	設備システムの高効率化	効率的なエネルギー利用のために行う設備機器のシステム及び制御のシステムの構築に係る事項
	エネルギーマネジメント	最適運用のための予測、計測、表示等	建築設備の運転管理時に、エネルギー利用の効率的な運用を可能とするために行う事項
資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材及びリサイクル材の利用等に係る事項

		躯体材料以外における低炭素資材等の利用	躯体材料以外における低炭素資材及びリサイクル材の利用のために行う事項
		オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制	オゾン層を破壊せず、かつ、地球温暖化係数の小さい断熱材の発泡剤及び空気調和設備用の冷媒の選択に係る事項
	建設に係る環境負荷低減への配慮	建設時CO ₂ 排出量の把握・削減	建設時CO ₂ 排出量の削減のために行う排出量の把握、建設工事現場におけるCO ₂ 排出量の削減等に係る事項
		建設副産物の有効利用及び適正処理	建設副産物（建設発生土・建設廃棄物をいう。）の有効利用及び適正処理のために行う事項
	長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策	社会の変化に適切に対応し建築物の長寿命化を図るために行う建築物の維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保に係る事項及び資源の適正利用のために行う事項
		躯体の劣化対策	建築物の長寿命化を図るため、躯体部分の劣化の進行を遅らせるために行う事項
生物多様性の保全	持続可能な水の利用	水使用の合理化	水の有効利用及び下水道施設への負荷低減を図るために行う事項
	水循環	雨水浸透	望ましい水循環の保全を図るために行う雨水浸透に係る事項
	緑化	緑の確保、維持管理等	緑の量の確保、緑の質の確保、景観形成又は緑の維持管理に必要な

			設備等のために行う事項
気候変動への適応	ヒートアイランド対策	建築物等からの熱等の影響の低減	建築物等からの熱の影響を低減するために行う建築設備からの人工排熱の低減、敷地と建築物の被覆の改善及び望ましい風環境の確保を図るために行う建物の形状若しくは配置に係る事項
		E V及びP H V用充電設備の配置	排熱が少ない自動車の普及のために行う充電設備の設置に係る事項
	自然災害への適応	自然災害リスクの軽減及び回避	災害に対応するために行う、構造耐力の確保に係る事項
		自然災害発生時の対応力向上	災害発生時の一時的な自立等のために行う事項

設計・施工技術向上支援事業

助成金申請の手引

Ver.2.0

□発行・編集 令和5年9月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1

新宿 NSビル 10 階